

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画事業の認可……………
- ………(都市整備局都市基盤部街路計画課)……………一
- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可……………一
- ………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(四件)……………一
- ………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(同)……………六
- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の廃止……………七
- ………(福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課)……………七
- 漁船損害等補償法による付保義務の同意を求めるための届出……………(産業労働局農林水産部水産課)……………七
- ………**告示 (内水漁管)**……………七
- 多摩川のしじみ漁業権免許に伴う漁業権行使の制限……………七
- 再開発等促進区を定める地区計画の原案(二件)……………八
- ………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)……………八
- 開発行為に関する工事完了……………

告示

●東京都告示第千二百五十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、併せて告示する。

平成二十九年八月九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 中野区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画道路事業区画街路中野区画街路第四号線
- 三 事業施行期間 平成二十九年八月九日から平成三十八年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分

中野区沼袋一丁目、沼袋二丁目、沼袋三丁目、沼袋四丁目、新井三丁目及び新井四丁目各国内
使用の部分

- 五 取用の手続が保留される事業地 中野区沼袋一丁目、沼袋二丁目、沼袋三丁目及び沼袋四丁目各国内

●東京都告示第千二百五十八号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき府中駅南口第一地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十九年八月九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 組合の名称 府中駅南口第一地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間 平成二十三年五月二十六日から平成三十年九月三十日まで
- 三 施行地区 府中市宮町一丁目地内
- 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日 府中市寿町一丁目五番地の一
平成二十三年五月二十六日
- 五 定款及び事業計画の変更の認可の年月日 平成二十九年八月九日

●東京都告示第千二百五十九号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年八月九日

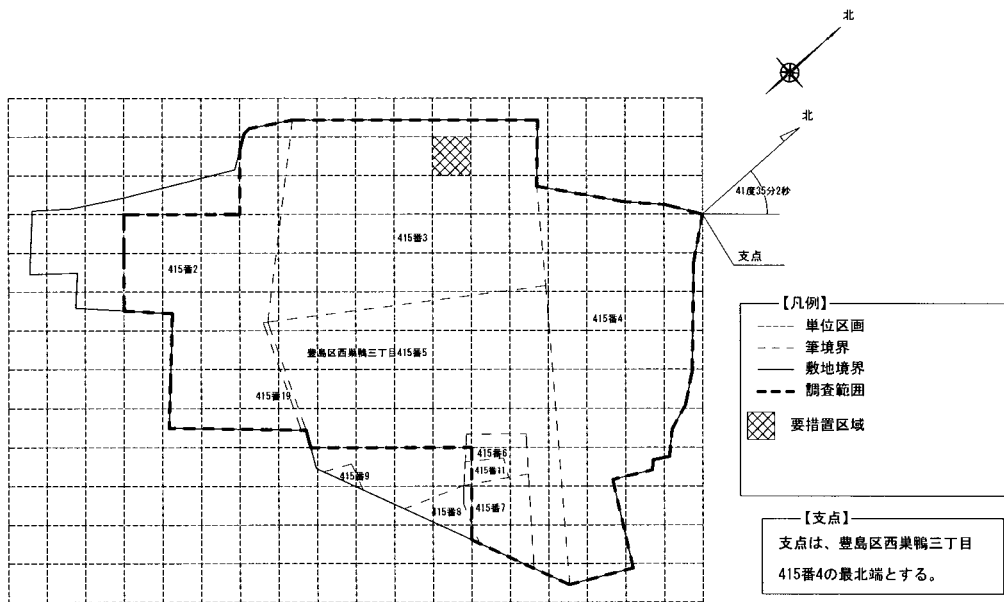
東京都知事 小池百合子

一 要措置区域 別図のとおり(豊島区西巣鴨三丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

別図



【格子の回転角度(41度35分2秒)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千二百六十号

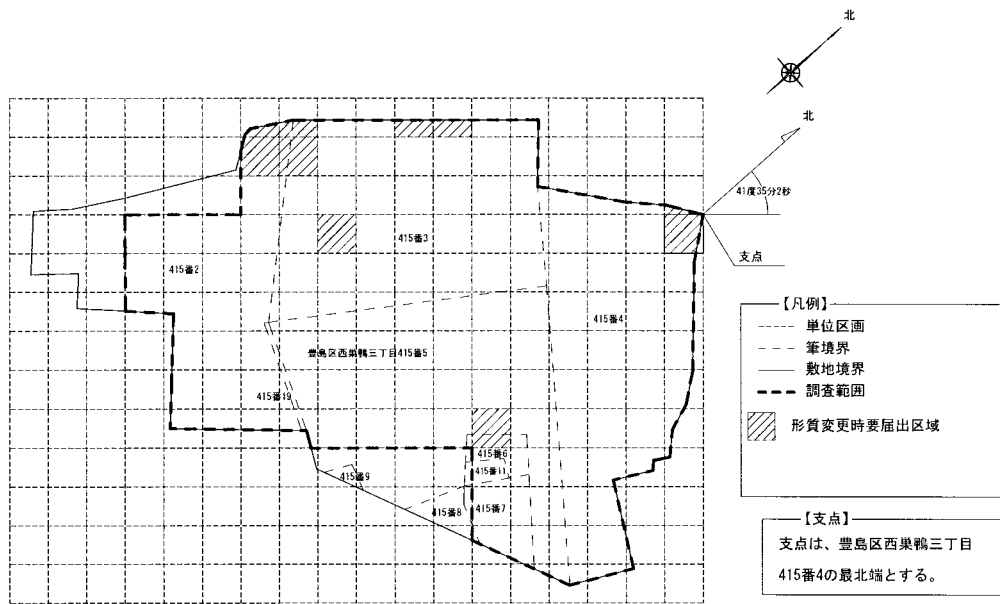
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年八月九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（豊島区西巢鴨三丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【格子の回転角度(41度35分2秒)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千二百六十一号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい
う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年八月九日

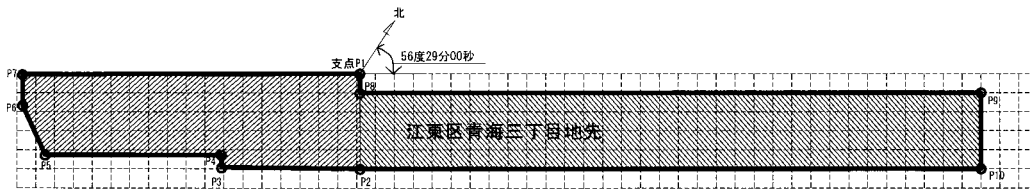
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区青海三
丁目地先地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準
に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合
物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 鉛及びその化合物

四 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区
域は、規則第五十八条第四項第十一号に該当する。

別図



凡例

- 形質変更時要届出区域 (この告示で指定する区域)
- 形質変更時要届出区域 (平成29年東京都告示第668号により指定した区域)
- 単位区画
- 事業敷地

〈支点〉
支点は、(X=-43511.738 Y=-2959.223)とする。

〈格子の回転角度: 56度29分00秒〉
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

境界座標一覧表

点名	X座標	Y座標
P1	-43511.738	-2959.223
P2	-43553.423	-2931.614
P3	-43593.060	-2992.819
P4	-43587.610	-2996.424
P5	-43639.415	-3074.718
P6	-43624.179	-3099.167
P7	-43610.543	-3108.220
P8	-43520.085	-2953.716
P9	-43338.855	-2680.080
P10	-43372.205	-2957.993

※本座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

●東京都告示第千二百六十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

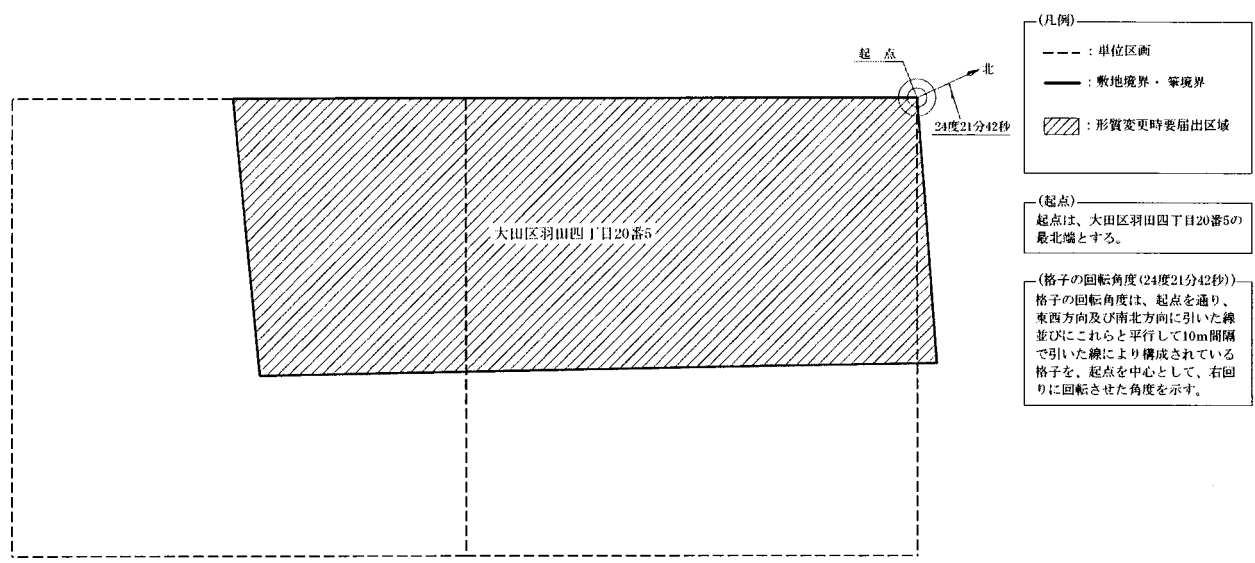
平成二十九年八月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（大田区羽田四丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン並びにふっ素及びその化合物

別図



●東京都告示第千二百六十三号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一條第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第七百八十六号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同條第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年八月九日

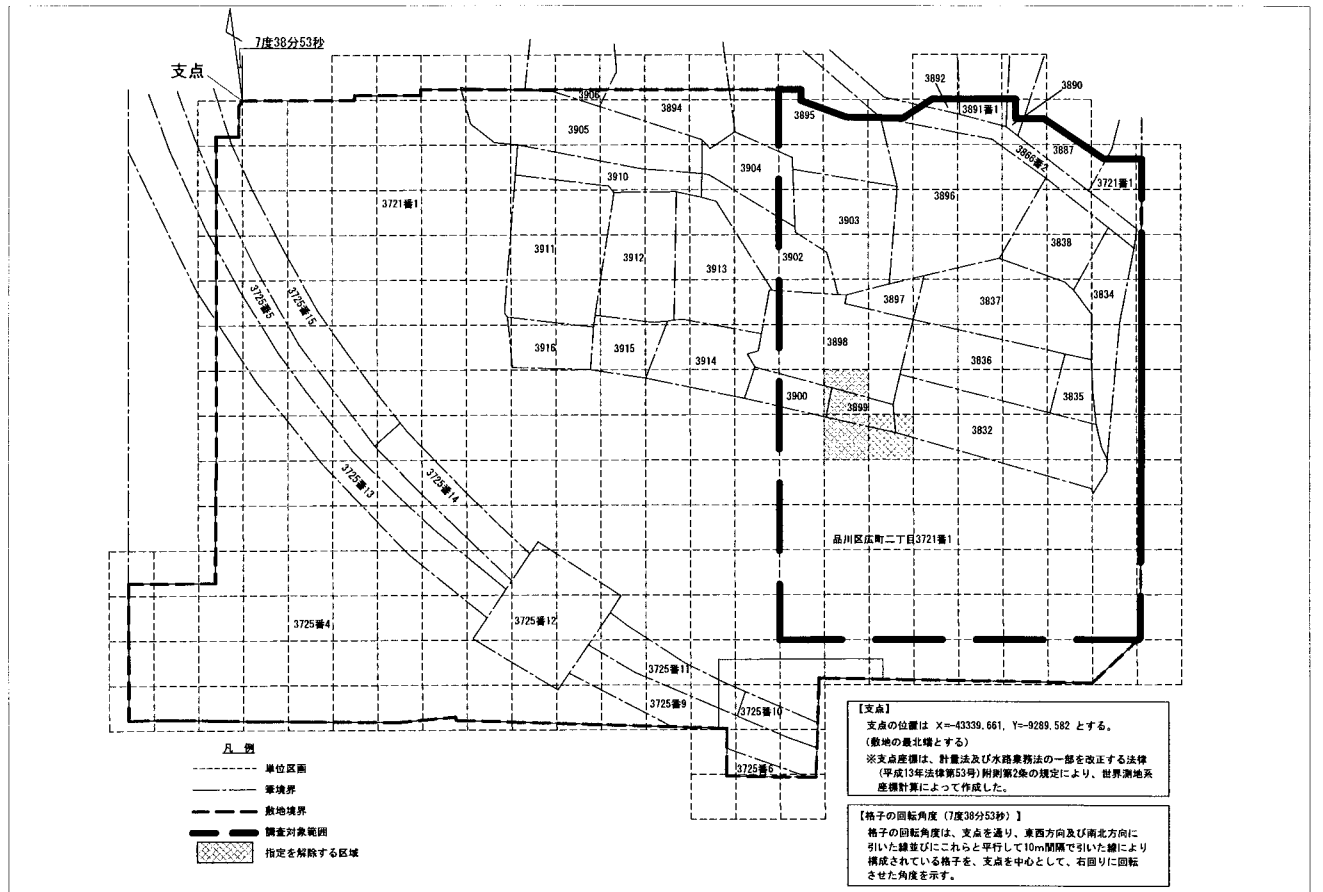
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(品川区広町二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一條第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



●東京都告示第千二百六十四号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の十九第二項の規定に基づく届出があつたので、法第二十一条の五の二十四及び指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第二百二十二号）第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年八月九日

東京都知事 小 池 百合子

指定障害児通所支援事業者
サービスの種類 放課後等デイサービス

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社発達支援ラボ	ダンデ・ライオン、三ノ輪	台東区竜泉3-40-6 ハイジ・エスポワール1階	平成28年12月29日
有限会社エグリントン	児童デイサービス・アニマートにしあらい	足立区西新井栄町2-25-10 松岡店舗	平成28年12月31日
株式会社東京空色	こどもデイサービス夢色 西ヶ原事業所	北区西ヶ原3-54-8	平成29年3月31日
社会福祉法人清瀬わかば会	わかば第2学童クラブ	清瀬市竹丘1-11-1-102	平成29年3月31日
社会福祉法人睦月会	療育型児童デイサービスさざんか第2	練馬区関町南4-15-7	平成29年3月31日

●東京都告示第千二百六十五号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「令」という。）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があつたので、令第五条第三項の規定により、次のとおり届出に係る指定漁船調査を縦覧に供する。

平成二十九年八月九日

東京都知事 小 池 百合子

加入区 発起人の住所の名称 及び氏名
法第百十三 条第一項の 申出をする 漁業協同組 合の名称
縦覧期間 縦覧場所

小笠原 島加入 区	小笠原村父島 字奥村 菊池 勝貴	小笠原島漁 業協同組合	平成二十 九年八月 九日から 同月二十 三日まで	小笠原村 父島字奥 村 小笠原島 漁業協同 組合
小笠原 母島加入 区	小笠原村母島 字静沢 平賀 秀明	小笠原母島 漁業協同組 合		小笠原村 母島字元 地 小笠原母 島漁業協 同組合
小笠原 入区	小笠原村母島 字元地 森 正博			

告 示 (内水漁管)

●東京都内水面漁場管理委員会指示第四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条 第一項及び第百三十条第四項の規定に基づき、漁業権の行

使の制限について、次のとおり指示する。

平成二十九年八月九日

東京都内水面漁場管理委員会

会長 安 永 勝 昭

(漁業権の行使の制限)

一 内共第十三号及び内共第十四号による第一種共同漁業の免許を受けた者は、当該免許の漁場の区域における遊漁者によるしじみの採捕を拒んではならない。

(指示の有効期間)

二 この指示の有効期間は、平成二十九年九月一日から平成三十年八月三十一日までとする。

公 告

再開発等促進区を定める地区計画の原案について

東京都再開発等促進区を定める地区計画等の案の作成手続に関する条例（平成元年東京都条例第三十六号。以下「条例」という。）第二条の規定により、再開発等促進区を定める地区計画の変更の原案を次のように公告し、縦覧に供する。

なお、条例第四条の規定により、同原案に係る区域内の土地の所有者及び都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第十条の四に規定する利害関係を有する者は、縦覧開始の日から起算して三週間を経過する日までに、知事に対して意見書を提出することができる。

平成二十九年八月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称 臨海副都心有明北地区地区計画

二 位置

変更する区域

江東区有明二丁目及び有明二丁目各地内

三 区域

別図のとおり

四 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎二十一階北側）及び江東区役所

五 縦覧期間

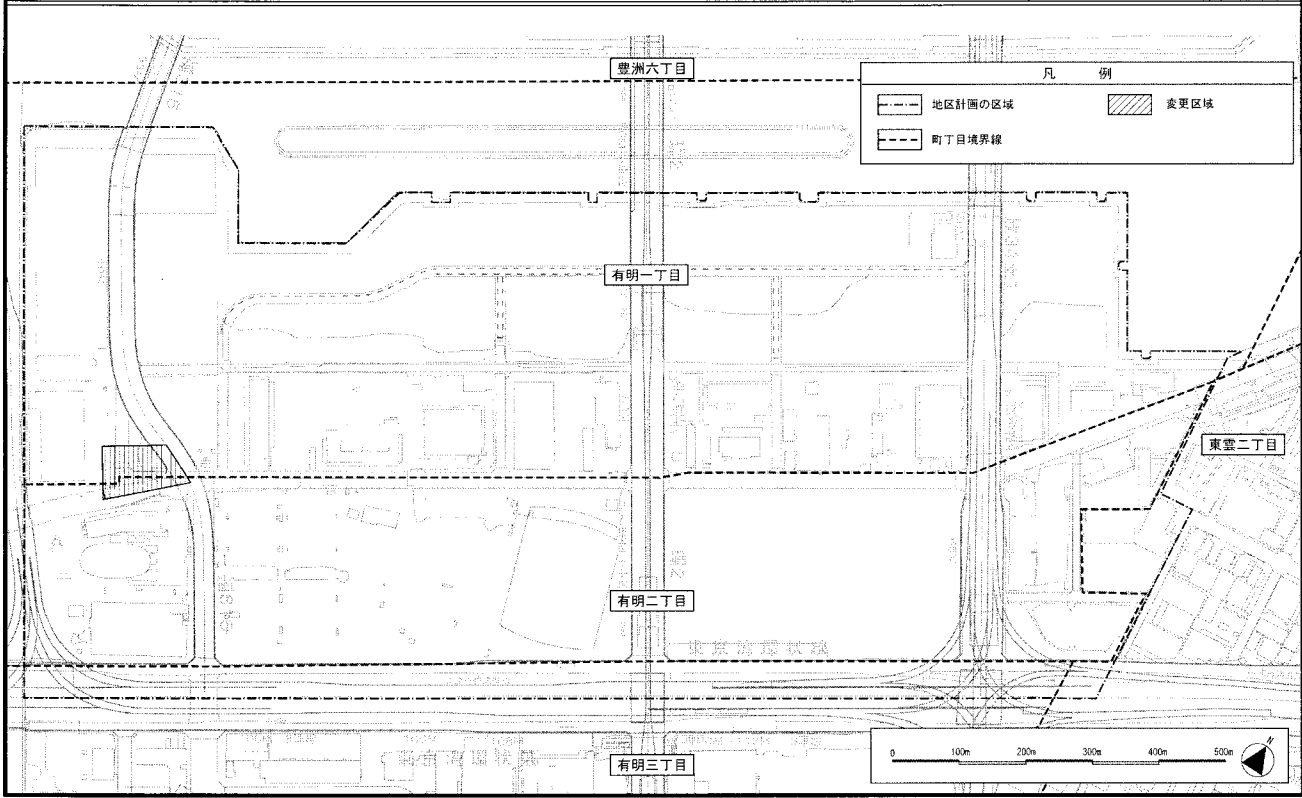
公告の日の翌日から起算して二週間

六 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

別 図

東京都市計画地区計画
臨海副都心有明北地区地区計画 区域図 [東京都決定]



「この地図は、国土地理院長の承認（平24開公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1：2,500）を使用（28都市基交第812号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。」
〔承認番号〕28都市基街都第305号、平成29年2月28日

再開発等促進区を定める地区計画の原案について

東京都再開発等促進区を定める地区計画等の案の作成手続に関する条例（平成元年東京都条例第三十六号。以下「条例」という。）第二条の規定により、再開発等促進区を定める地区計画の変更の原案を次のように公告し、縦覧に供する。

なお、条例第四条の規定により、同原案に係る区域内の土地の所有者及び都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第十条の四に規定する利害関係を有する者は、縦覧開始の日から起算して三週間を経過する日までに、知事に対して意見書を提出することができる。

平成二十九年八月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称 大崎駅西口地区地区計画

二 位置 変更する区域
品川区大崎二丁目及び大崎三丁目
各地内

三 区域 別図のとおり

四 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎二
十一階北側）及び品川区役所

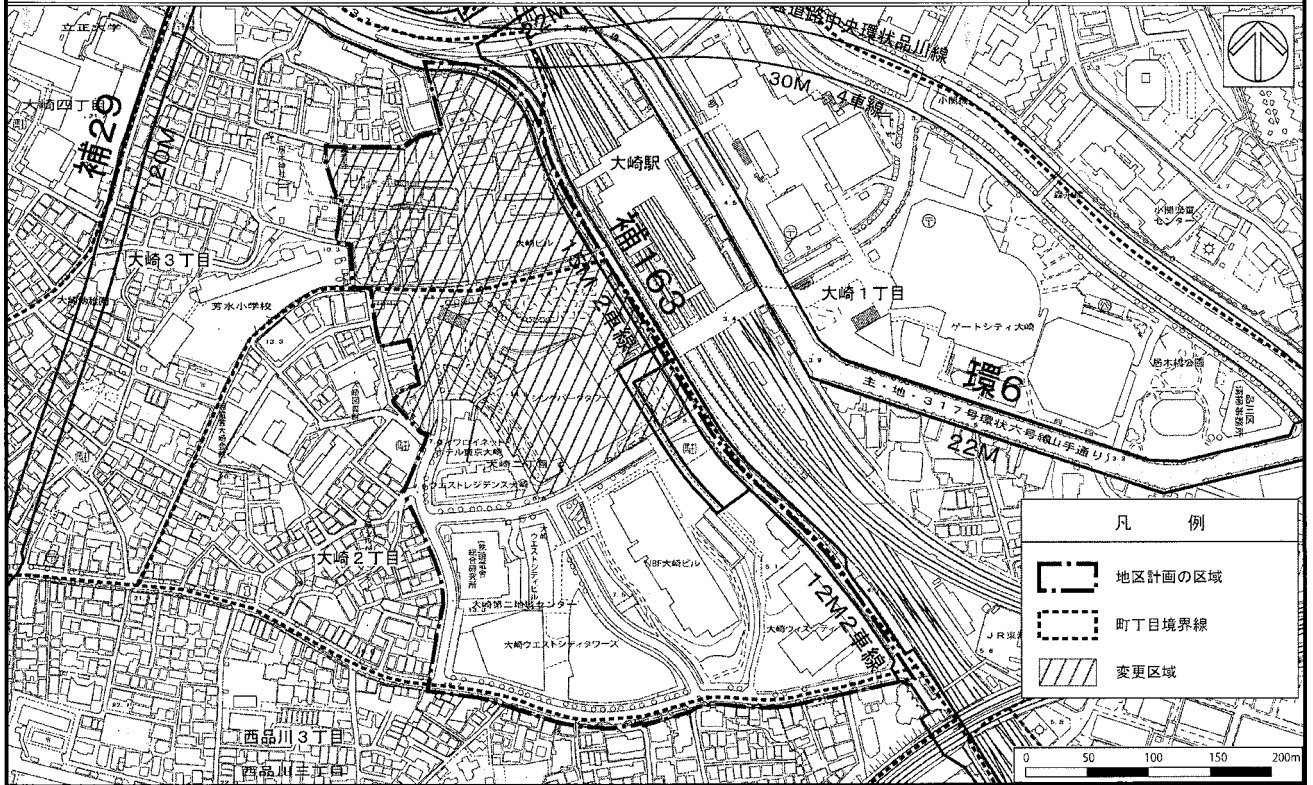
五 縦覧期間 公告の日の翌日から起算して二週間

六 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

別図

東京都市計画地区計画
大崎駅西口地区地区計画 区域図

[東京都決定]



「この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1：2,500）を使用（28都市基交第899号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。」
 「（承認番号）28都市基街都第326号、平成29年3月17日」

発行 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
 電話 〇三(五三三二)一〇一一(代)
 郵便番号 163-8001
 定価 本号 一箇月 六、六〇〇円

印刷所 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)
 郵便番号 113-0001

開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年八月九日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
 含まれる地域の名称
 許可を受けた者の
 住所及び氏名

- 東久留米市下里五丁目五百四十二番一、同番一地先、同番十四、五百四十三番一及び同番四
- 東久留米市八幡町一丁目四十四番二
- 東久留米市滝山一丁目四番二及び同番三の各一部
- 西東京市芝久保町四丁目二十六番三号
- 株式会社東栄住宅
- 代表取締役 西野 弘
- 東久留米市八幡町一丁目四十二番一、同番一及同番十二号
- 山口 克男